本書の使い方

【見本】

欄外の里丸数字は、次ページの説明文に該当しています。

第67条 [内閣総理大臣の指名・衆議院

の優越〕

日本国憲法 (26条・66条・67条) 37 第26条〔教育を受ける権利・義務教育〕 26 第66条 「内閣の組織・国会に対する連 ① すべて国民は、法律の定めるとこ 1 帯青仟〕 0 + (9) ろにより、その能力に応じて、ひと ⑥ ① 内閣は、法律の定めるところによ P 靐 り、その首長たる内閣総理大臣及び しく教育を受ける権利を有する。 ② すべて国民は、法律の定めるとこ その他の国務大臣でこれを組織する。 法 ろにより、その保護する子女に普通 ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、 教育を受けさせる義務を負ふ。義務 **学覚でなければならない。** 教育は、これを無償とする。 ③ 内閣は、行政権の行使について、 国会に対し事帯して責任を負ふ。 0 + ()解説) ・普通教育→専門教育を含まず、義務教育の 〇出題例) ことを指す。 ・内閣の組織については、憲法が定める基本 的な枠組に基づいて、国会が法律で定めると () 当() 到 ころによる。(16.18.20) 義務教育の無償とは、どこまでを無償の範 ・日本国憲法における内閣は、衆議院に対し てのみ「責任」を負うのであり、多議院に対 囲とするのか。 +ი →授業料を無償の対象としているので、教科 しては「責任」を負っていない。(26) 書や学用品その他教育に必要な一切の費用ま → 参議院に対しても責任を負っ。 で含むわけではない (最大判昭和39年2月26 ・日本国憲法は内閣の「連帯責任」を強調し ており、特定の国務大臣に対して単独の「責 H), (18.27) ・国は教育内容を自由に決定できるか。 任」を負わせることは認めていない。(26改) →国は、子どもが自由かつ独立の人格として →特定の国務大臣が所管事項に関して単独で 成長することを妨げるような介入は別として 責任を負うことを否定する趣旨ではないと解 国政の一部として教育政策を樹立、実施し、 される。 教育内容についても決定することができる ・明治憲法では、君主に対する内閣の「連帯 (最大判昭和51年5月21日)。(18.27) 責任」のみが規定されており、衆議院に対す ・少年を中等少年院に送致した結果、高等学 る「責任」は想定されていなかった。(26) 校教育を受ける機会を失った場合、教育を受 →明治憲法では、各国務大臣が天皇に対し、 ける権利を侵害することになるか。 単独で責任を負うものとされていた。 →少年を中等少年院に送致した結果、高等学 ・内閣の「責任」のとり方は任意かつ多様で 校教育を受ける機会を失ったとしても、教育 あるべきなので、日本国憲法の下で総辞職が 基本法3条1項、本条1項に反することには 必要的に要求されることはない。(26) ならない (最決昭和32年4月5日)。(18.27) →一定の事由が生じた場合には、内閣は総辞 職をすることが必要的に要求される(憲法69 ○出題例 条、70条)。 国は、子ども自身の利益のため、あるいは ・大臣に対する弾劾制度を認めない日本国憲 子どもの成長に対する社会公共の利益と関心 法においては、内閣に対して問われる「責任」 にこたえるために、必要かつ相当な範囲で教 は、政治責任であって狭義の法的責任ではな 育の内容について決定する権能を有する。 V1. (26) ・憲法が義務教育を定めるのは、親が本来有 △参考 している子女を教育する青務をまっとうさせ 「法律の定めるところにより」→内閣法 る趣旨によるものであるから、義務教育に要

する一切の費用を当然に国が負担しなければ

ならないとは言えない。(27)

●「出題実績」

昭和62~平成27年度までの出題実績を、 各条文の頭に数字で表示しました。

〔表示の説明〕

- ・図→最後にこの条文から出題された 年度を示す。見本は平成27年度。
- 1→5肢全てが1回出題された。
- ・⑨→過去9肢が出題された。
- ・**2**→平成12年度試験において記述式 で出題された。
- ・**②**→平成27年度試験において多肢選択式で出題された。
- ・×→過去に出題なし (→8)。

2 「○解説」

過去の出題において、条文の意味等を 問われた場合を想定し適宜解説しました。

❸ 「□判例」

平成12~27年度までに出題された判例 の争点・要旨を掲載しました。

※年度表示のない判例は平成11年度以前の ものを示す。

〔表示の説明〕

- · (最大判昭和39年2月26日)
 - →最高裁判所の大法廷での判決と日 付を示す。

<その他の表示例>

「最判(決)」→最高裁判所の判決(決定) 「東京地判」→東京地方裁判所の判決

・(18.27) →平成18・27年度試験にこの判例から出題された。

4 「重要語句」

多肢選択式・記述式対策として、条文 中重要と思われる語句を**ゴシック体**で示し、正確な暗記をサポートしました。

⑤「○出題例」・⑥「選択肢の誤り表示」

平成12~27年度出題の五肢択一式、多 肢選択式、記述式問題を厳選して掲載し ました。

「選択肢の正・誤〕

- ・正しい選択肢は原文どおりに掲載。
- ・誤った選択肢は誤り部分に<u>アンダー</u> ラインと×印を付記 (→**⑤**)。
 - ※誤り部分の正解は条文から導くことができ、適宜簡潔な解説を付した。

〔表示の説明〕

- ・(16.18.20)→平成16・18・20年度試 験に類似する選択肢が出題。
- ・(26改)→平成26年度試験の文言を学習の便宜上一部訂正したもの。
- ・出題年度の後ろに「記」とあるのは 記述式の出題を、「多」とあるのは 多肢選択式の出題を示す。
- ※行政不服審査法は平成28年4月1日に 全部改正されたため、平成27年度試験ま での出題実績がないが、学習の便宜上、 改正前の条文の一部を現行法に修正し たものを出題例として掲載。

1 「△参考」

学習上必要な法律事項や参照条文を掲載しました。

例:憲法66条規定の「法律の定めるところに より」の「法律」は内閣法を示す。

【編注】

- ・法令に条文見出しがないものは編者において〔〕をもって示した。
- ・法令に項の表示がないものは①、②…と付した。

【内容現在】

本書は、平成28年10月1日現在公布 され、平成29年4月1日までに施行さ れる法令改正を収録した。